

令和2年国勢調査の事務概要

1 調査の目的

統計法第5条の規定に基づき、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の時期

令和2年10月1日午前零時現在

3 調査の対象

本邦に常住する者（住民票の有無とは無関係）

4 調査事項

調査事項は、次のとおり（別紙1参照）

（1）世帯員に関する事項（15項目）

ア 氏名	ケ 在学、卒業等教育の状況
イ 男女の別	コ 就業状態
ウ 出生の年月	サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
エ 世帯主との続柄	シ 仕事の種類（職業）
オ 配偶の関係	ス 従業上の地位
カ 国籍	セ 従業地又は通学地
キ 現在の住居における 居住期間	ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段
ク 5年前の住居の所在地	

（2）世帯に関する事項（4項目）

ア 世帯の種類	ウ 住居の種類
イ 世帯員の数	エ 住宅の建て方

5 調査の流れ

総務省 — 都道府県 — 市町村 — 指導員 — 調査員

6 調査区数 指導員数、調査員数（歳入予算上）

調査区数 1080調査区

指導員数 108名

調査員数 533名 内訳 1調査区対応調査員 41名

2調査区対応調査員 492名

（2調査区以上に対応の調査員を含む）

- ・指導員については7月7日、調査員については7月27日までに県に推薦する。
- ・指導員の配置について、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び第38条（営利企業への従事等の制限）の規定による所要の措置を講ずる。
- ・改正地方公務員法の施行に伴い、会計年度任用職員も指導員の対象とする。

- ・税務に関する者の場合、地域の実情を十分に考慮し、世帯から誤解を招き、円滑な調査の実施に支障をきたすおそれがないようにする。

7 調査の方法

調査は、調査員が全世帯を訪問し面接の上で調査票類一式を配布するとともに、調査世帯一覧を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女別）を聴取し、一覧に必要事項を記入する。

また、不在世帯については、日・時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布する。調査員は、調査票未提出世帯があった場合、面接による回収・聞き取り調査により調査票等を整理し市町村に提出する。

なお、調査票の提出は、次のいずれかを世帯が選択する方法とする。

ア インターネット回答による提出

イ 郵送提出による提出

ウ 調査員による提出

8 集計事項及び結果公表

別紙2のとおり

9 前回調査との比較

別紙3のとおり

10 今後の事務日程

別紙4のとおり